

資 料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る処分基準の改定概要	生 活 安 全 部 風 俗 保 安 課
1 改定の主な理由 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第８４号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備等を行うため、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和６年政令第２８３号。以下「改正法整備政令」という。）が公布され、改正法の施行日である令和６年１２月１２日から施行されることとなった。 改正法整備政令により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和５９年政令第３１９号。以下「風営適正化法施行令」という。）の一部が改正されることから処分基準の改定を行うもの。 また、道路交通法が改正されたことに伴い、同法関係条項の引用部分についても処分基準の改定を併せて行う。 (１)風営適正化法施行令が引用する大麻取締法（昭和２３年法律第１２４号。）の規定が削除等される一方、大麻が改正法第３条による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号。）第２条第１項第１号の麻薬として規定された。 (２)道路交通法が令和４年１０月１日、令和５年４月１日に順次改正されたことに伴い、同法第７７条第１項の無許可道路使用に係る規定が条ずれ及び号ずれが発生した。 2 対象となる処分基準 (１)風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（第２６条第１項） (２)店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（第３０条第１項） 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業廃止命令（第３０条第２項） 浴場業営業等を営む者に対する営業停止命令（第３０条第３項） (３)無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（第３１条の５第１項、第３１条の６第２項第２号） 受付所営業を営む者に対する営業廃止命令（第３１条の５第２項、第３１条の６第２項第３号） (４)店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令又は営業廃止命令（第３１条の１５） (５)無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（第３１条の２０、第３１条の２１第２項第２号） (６)特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（第３１条の２５第１項） (７)飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（第２６条第２項、第３１条の２５第２項、第３４条第２項） (８)接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（第３５条の４第２項、同条第４項第２号） 3 施行日 令和６年１２月１２日		

